

【令和6年度 労働環境改善講座】

# なぜ「人づくり」の悩みが尽きないのか？ ～採用のキーは社員〇〇だった！～



©富士宮市さくやちゃん

採用や人材育成に課題を抱える中小企業のみなさまに、事例を交えながら人材確保のポイントをお伝えします！

また、本講座を受講いただくと、奨学金返還支援助成金の対象企業となります。制度詳細は裏面をご確認ください。

◇ こんな方におすすめ ◇

- ☑労働環境改善ってそもそもどういうことか知りたい！
- ☑採用や人材育成について考え直すきっかけが欲しい！
- ☑奨学金助成金制度を活用したい！

とき

2024年11月20日(水)

17:00～18:30

ところ

富士宮市弓沢町150番地  
富士宮市役所4階 410会議室

定員

20名

参加費

無料



講師 中村 雅子 氏

(株)Office REVO 人材戦略コンサルタント

大学卒業後、富士宮市職員として18年勤務。その後、研修講師として全国の自治体や中小企業で新人～経営層まで様々な研修を行い、受講生の実数は30,000人を超える。経営者の想いと社員の想いを繋ぎ、逆境に強い組織づくりのサポートをライフワークとして活動している。



お申込み  
・  
お問合せ

富士宮市商工振興課 工業振興・労政係  
電話：0544-22-1154  
FAX：0544-22-1385  
Mail：shoko@city.fujinomiya.lg.jp

主催 富士宮市 後援 富士宮商工会議所

申込みフォーム▼



# 富士宮市奨学金返還支援助成金について

富士宮市は平成30年4月より、市内産業を担う人材の確保を図るために、市内の中小企業者の事業所等に就職し、市内に居住し、奨学金を返還している従業員に対して、その返済の一部を支援する助成金を交付する制度を創設しました。

## 制度の概要

- ◇ 助成の金額は、**奨学金返還残金の2分の1（限度額は年間12万円）**となります。
- ◇ 助成の期間は、対象となる従業員に対して**2年間**とします。
- ◇ 返還支援の対象となる奨学金制度は、日本学生支援機構奨学金又はこれに準ずる奨学金制度となります。

## 助成の対象

- ◇ **富士宮市が実施する「労働環境改善講座」（本講座）を受講した市内中小企業に就職した方が対象**となります。
- ◇ 上記に就労開始した日以降において、対象となる奨学金返還をしており、かつ40歳以下の年齢の方。
- ◇ 上記に就労開始した日以降において、当市に住民登録のある方。
- ◇ 市税の滞納がない方。
- ◇ 平成30年4月以降に就業した方。

詳細につきましては「市HP>事業者の皆さんへ>産業・環境>労働・雇用>富士宮市奨学金返還支援助成金」にて、ご参照いただけます。

## 受講申込書

**参加申込書【令和6年11月18日（月）締切】**

申込先 商工振興課 FAX:0544-22-1385

※ 電子申請での申込み可 表面QRコード参照

企業名		
参加者1	所属・役職	ふりがな
		氏名
	TEL	FAX
	E-mail	
参加者2	役職	参加者名
		ふりがな